平成２４年（フ）第１９号
釧路市若松町19番13号　クレイトンハウスＫ107号室、開始決定時の住所釧路市栄町３丁目２番
破産者　千葉　朋美
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１１９７号
仙台市泉区南光台南２丁目３番21号
破産者　田邊　達雄
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２５０号
山形市瀬波２丁目12番14号
破産者　上杉　舜栄
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１９５号
神奈川県大和市大和東２丁目６番15号
破産者　石山珠代こと　宋　　永珠
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１８号
横浜市港南区芹が谷１丁目29番５号
破産者　神村　　進
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７８４号
愛知県春日井市白山町６丁目３番地２　クリスタル藤江101号
破産者　伊藤　文春
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４８５号
名古屋市守山区本地が丘1314番地　コーポニュー本地501号
破産者　山内　晴隆
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０７５号
名古屋市東区葵１丁目17番14号　エルブ葵608号室、住民票上の住所名古屋市北区清水３丁目11番９号
破産者　末光千亜樹
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１３号
名古屋市南区中割町４丁目89番地　中割住宅711号
破産者　ノザワ　エストレリータ　パラポこと　ＮＯＺＡＷＡ　ＥＳＴＲＥＬＩＴＡ　ＰＡＬＡＰＯ
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３６９５号
大阪府門真市大字三ツ島1683番地の41、住民票上の住所大阪府大東市御領３丁目19番14号
破産者　田中　　勲
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４２５号
大阪府池田市伏尾台１―31―15、住民票上の住所大阪府吹田市山田東３丁目８番23―307号
破産者　西本　昭人
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８６５号
大阪市西区九条１丁目４番19―404号
破産者　生駒　達郎
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９６７号
大阪府東大阪市加納２丁目１番７号
破産者　佐藤　雅彦
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２４２号
大阪府岸和田市作才町1198番地　プラドール91・201号、開始決定時の住所堺市堺区香ヶ丘町５丁３番24―713号
破産者　浜辺　静雄
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２４３号
堺市南区城山台３丁１番13―105号、開始決定時の住所堺市堺区香ヶ丘町５丁３番24―713号
破産者　浜辺　一恵
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２１２号
大阪府富田林市寺池台５丁目１番405―101号
破産者　新名　輝子
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３０３号
神戸市東灘区深江南町４丁目７番23―303号、開始決定時の住所神戸市東灘区深江南町３丁目５番１―304号
破産者　阪本　　諭
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３０４号
神戸市東灘区深江南町４丁目７番23―303号、開始決定時の住所神戸市東灘区深江南町３丁目５番１―304号
破産者　阪本　美佳
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部